

機械検査職種(機械検査作業)

作業の定義	<p>各種機械(注1)の部品及び作動機構(注2)の加工・組立・調整における精密測定作業並びに測定機器の精度検査及び調整作業をいう。</p> <p>注1 機械(情報処理をする機械を除く。)の定義 次の性質をもつ人工の道具 1.外からの力に抵抗してそれ自身を保つことのできる部品を組み合わせてできていること。 2.各部品が相対的かつ定められた運動を行うこと。 3.外部から供給されたエネルギーを有効な仕事に変換すること。</p> <p>注2 作動機構とは 各機械・装置の内部構造や部品が互いに関連して動く仕組み。メカニズム。</p>		
必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)機械検査作業 ①測定機器の取扱い作業 ②部品の寸法及び形状の検査作業</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)機械検査作業 ①測定機器の精度検査及び調整作業 ②精密測定作業 1.寸法の測定作業 2.角度の測定作業 3.幾何偏差の測定作業 4.ねじの測定作業 5.歯車の測定作業 ③部品の寸法及び形状の検査作業</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)機械検査作業 ①測定機器の精度検査及び調整作業 ②精密測定の計画及び測定作業 1.寸法の測定作業 2.角度の測定作業 3.幾何偏差の測定作業 4.ねじの測定作業 5.歯車の測定作業 ③部品の寸法及び形状の検査作業 ④工程管理(統計的品質管理手法)作業</p>
関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)	<p>(2)安全衛生業務</p> <p>①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③機械検査職種に必要な整理整頓作業 ④機械検査職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>(3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)	<p>機械の構成素材(材料)であれば全て対象と考えられる。</p> <p>①金属材料の主な種類 1.機械構造用炭素鋼、合金鋼 2.特殊用途鋼 3.銅及び銅合金 4.アルミニウム及びアルミニウム合金 5.チタン及びチタン合金等 6.超硬合金 7.鋳鉄 8.鋳鋼</p> <p>②非金属材料の主な種類 1.ゴム 2.合成樹脂 3.セラミックス</p>		
使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)	<p>1.を必ず使用し、2.から8.のうち必要なものを使用すること。</p> <p>1.各種手工具及び手仕上げ用器具類(スパナ、レンチ、ドライバ、やすり等) 2.各種機械的測定機器(実長測定機器及び比較測定器等)(例:外側マイクロメータ、ノギス、ハイトゲージ及びシリンダゲージ等) 3.各種光学的測定機器(実長測定機器及び比較測定器等)(例:三次元測定器等) 4.各種電氣的測定機器(実長測定機器及び比較測定器等)(例:デジタルノギス等) 5.各種基準ゲージ及び各種限界ゲージ(ブロックゲージ、マスターリングゲージ等) 6.各種角度測定器(水準器、角度定規、サインバー、オートコリメータ等) 7.精密定盤及び測定用補助具(Vブロック、かねます等) 8.検査室(測定室)(設置されていることが望ましい。)</p>		
製品等の例	<p>各種機械の部品及び作動機構の加工・組立・調整における精密測定作業と測定機器の精度検査及び調整作業そのものが製品である。(近年、部品形状が複雑化し、要求精度が高精度化しているため、より精密で効率のよい測定を行い、評価するスキル・知識が要求される。)</p>		
移行対象職種・作業とはならない業務例	<p>1.機械修理作業 2.金属加工・金属製品の製造工程中の検査作業 3.原動機組立て作業 4.金属加工機械組立て作業 5.産業用機械組立て作業 6.機械部品組立て作業 7.電気機械部品組立て作業 8.電気機械修理作業 9.機械保全作業(設備保全作業) 10.研究開発試験作業 11.生産技術業務 12.自動車用ワイヤハーネスの検査作業 13.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		